



2026年1月14日

各 位

会社名 株式会社デンソー
代表者名 取締役社長 林 新之助
(コード番号 6902 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 経理部長 荒井 是
(TEL. 0566-25-5511)

自己株式の公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

当社は、2025年6月3日付の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面（電磁的記録を含みます。以下同じです。）決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を行う予定であることを決議しておりましたが、本日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式（以下、「当社普通株式」といいます。）の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,935円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,935円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,209円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には2,209円）に変更することを決議いたしました。

これに伴い、2025年6月3日付「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2025年6月3日付公表文」といいます。）の内容を、下記のとおり変更い

たしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

さらに、2025年10月6日付で公表いたしました「(開示事項の経過)自己株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」のとおり、当社は、本自己株公開買付けを開始する時期が2026年3月以降になることを見込んでおりましたが、本自己株公開買付けの開始予定時期についても下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(変更前)

<前略>

このような中、当社は、2025年4月10日、トヨタ不動産より、①豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が公開買付けの方法により豊田自動織機が所有する当社普通株式を取得すること、②本自己株公開買付けにおける買付予定数は豊田自動織機が所有する当社普通株式の全部（157,705,656株、所有割合：5.69%）及び退職給付信託の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行）に信託している当社普通株式の全部（27,192,000株、所有割合：0.98%）の合計数である184,897,656株（所有割合：6.68%）とすること、③本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して一定のディスカウントを行った金額とすること、④但し、当該金額が一定の金額を上回る場合はその金額を本自己株公開買付価格とすること、について提案を受けました。また、当社は、2025年4月26日、トヨタ不動産より、①本自己株公開買付価格は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額とすること、②但し、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）を上回る場合はその金額（以下「本自己株公開買付上限価格」といいます。）を本自己株公開買付価格とすること、について提案を受けました。

<中略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第370条及び当社定款に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付

価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,935円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,935円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である184,897,656株（所有割合：6.68%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した184,897,756株（所有割合：6.68%）を上限とすることを決議いたしました。なお、本自己株公開買付上限価格（1,935円）においてかかる上限数（184,897,756株）の買付け等を行う場合であっても、取得価額の総額（357,777,157,860円）は、本日時点における当社の分配可能額の範囲内であることから、本自己株公開買付けの決済が行えなくなる事態は生じないものと考えております。また、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超え、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定以上の当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。なお、豊田自動織機買付者プレスリリースによると、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間の本日付公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部（157,705,656株、所有割合：5.69%）及び退職給付信託の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行）に信託している当社普通株式の全部（27,192,000株、所有割合：0.98%）（合計184,897,656株、所有割合：6.68%）を本自己株公開買付けに応募することを合意したことです。

＜中略＞

本自己株公開買付けに要する資金については、自己資金及び借入金により充当する予定です。この点、2025年3月期決算短信に記載の2025年3月31日現在における当社連結ベースの現金及び現金同等物は986,531百万円であること、また、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローの積み上げにより、当社の財務状態や配当方針に重大な影響を与えることなく返済が可能であり、当社の今後の事業運営や財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

＜後略＞

(変更後)

＜前略＞

このような中、当社は、2025年4月10日、トヨタ不動産より、①豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が公開買付けの方法により豊田自動織機が所有する当社普通株式を取得すること、②本自己株公開買付けにおける買付予定数は豊田自動織機が所有する当社普通株式の全部（157,705,656株、所有割合：5.69%）及び退職給付信託の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行）に信託している当社普通株式の全部（27,192,000株、所有割合：0.98%）の合計数である184,897,656株（所有割合：6.68%）とすること、③本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して一定のディスカウントを行った金額とすること、④但し、当該金額が一定の金額を上回る場合はその金額（以下「本自己株公開買付上限価格」といいます。）を本自己株公開買付価格とすること、について提案を受けました。また、当社は、2025年4月26日、トヨタ不動産より、①本自己株公開買付価格は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額とすること、②但し、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）を上回る場合はその金額を本自己株公開買付価格とすること、について提案を受けました。

＜中略＞

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日付で、会社法第370条及び当社定款に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,935円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,935円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があ

ことから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 184,897,656 株（所有割合：6.68%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 184,897,756 株（所有割合：6.68%）を上限とすることを決議いたしました。

その後、2025 年 12 月 18 日に、当社はトヨタ不動産より、2025 年 6 月 3 日以降、当社普通株式の市場株価が上昇しており、本自己株公開買付上限価格（1,935 円）との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本自己株公開買付上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを検討いただきたいとの要請を受けました。これを受け、2025 年 12 月 24 日、当社はトヨタ不動産に対し、足元の当社普通株式の市場株価を踏まえると、本自己株公開買付上限価格の変更による豊田自動織機の普通株式の非公開化成立への貢献は限定的と想定され、株主の皆様への合理的な説明が困難であるため、要請を応諾しかねる旨を回答いたしました。これに対して、2025 年 12 月 26 日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却にあたっては、時価を基準として可能な限り有利な方法により売却することが必要であると考えており、現時点において本自己株公開買付上限価格（1,935 円）で売却する意向は有していないため、本自己株公開買付上限価格の変更を再度検討いただきたい旨の伝達を受けました。これを受けて、2026 年 1 月 6 日、当社はトヨタ不動産に対し、当社普通株式を市場で売却する場合の売却期間やディスカウント率、みなし配当の益金不算入規定の適用等を踏まえると豊田自動織機にとって本自己株公開買付けが最も経済合理的な選択と考えられると伝えました。これに対して、同日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機との間で豊田自動織機公開買付けにおける買付け等の価格（以下「豊田自動織機公開買付価格」といいます。）の引き上げについて協議を行っている旨及び本自己株公開買付上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを改めて検討いただきたい旨の要請を受けました。これを受けて、本自己株公開買付上限価格を変更することは 2025 年 6 月 3 日時点の想定よりも資産の社外流出が増加する可能性があるものの、①本自己株公開買付上限価格を変更せずに、応募対象株式が、市場売却等の公開買付けによらない方法で売却された場合の当社普通株式の市場株価及び流動性への影響、②本自己株公開買付けは足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、③応募対象株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）や ROE 等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えられること、④豊田自動織機公開買付価格について合理的な引き上げが想定されること等を総合的に勘案した結果、本自己株公開買付上限価格の変更を応諾することが望ましいと判断いたしました。そして、2026 年 1 月 7 日、当社はトヨタ不動産に対して、本自己株公開買付上限価格を実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを受

諾する旨回答いたしました。その後、2026年1月14日、当社はトヨタ不動産から、豊田自動織機公開買付価格を18,800円として、2026年1月15日から豊田自動織機公開買付けを開始する旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額

(小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,935円を上回る場合には1,935円)から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,209円(小数点以下四捨五入)を上回る場合には2,209円)に変更することを決議いたしました。

なお、本自己株公開買付上限価格(2,209円)においてかかる上限数(184,897,756株)の買付け等を行う場合であっても、取得価額の総額(408,439,143,004円)は、2026年1月14日時点における当社の分配可能額の範囲内であることから、本自己株公開買付けの決済が行えなくなる事態は生じないものと考えております。また、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数が買付予定数を超え、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定以上の当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。なお、豊田自動織機買付者プレスリリースによると、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間の2025年6月3日付公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部(157,705,656株、所有割合:5.69%)及び退職給付信託の信託財産として三井住友信託銀行株式会社(再信託先:株式会社日本カストディ銀行)に信託している当社普通株式の全部(27,192,000株、所有割合:0.98%)(合計184,897,656株、所有割合:6.68%)を本自己株公開買付けに応募することを合意したことです。

<中略>

本自己株公開買付けに要する資金については、自己資金及び借入金により充当する予定です。この点、当社が2025年10月31日に公表した「2026年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔IFRS〕(連結)」に記載の2025年9月30日現在における当社連結ベースの現金及び現

金同等物は862,283百万円であること、また、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローの積み上げにより、当社の財務状態や配当方針に重大な影響を与えることなく返済が可能であり、当社の今後の事業運営や財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

<後略>

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

(変更前)

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	184,897,756 株（上限）	<u>357,777,157,860</u> 円（上限）

(変更後)

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	184,897,756 株（上限）	<u>408,439,143,004</u> 円（上限）

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

(変更前)

本自己株公開買付けは、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後実務上可能な限り速やかに実施することを予定しており、本日現在、当社は2026年1月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

<後略>

(変更後)

本自己株公開買付けは、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後実務上可能な限り速やかに実施することを予定しておりましたが、2026年3月を目途に2030年中期経営計画を公表することを予定していること等から、本日現在、当社は2026年4月28日に予定している2026年3月期第4四半期決算の公表以降に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の

見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

<後略>

3. 買付け等の概要

(2) 買付け等の価格

(変更前)

未定

(注) 上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、本日付の取締役会においては、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,935円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,935円）とする予定であることを決議しており、正式には、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後実務上可能な限り速やかに、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付価格については、決定次第、速やかにお知らせいたします。

(変更後)

未定

(注) 上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、2025年6月3日及び2026年1月14日付の取締役会においては、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、当該金額が実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,209円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には2,209円）とする予定であることを決議しており、正式には、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後実務上可能な限り速やかに、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付価格については、決定次第、速やかにお知らせいたします。

3. 買付け等の概要

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(変更前)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第370条及び当社定款に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,935円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,935円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である184,897,656株（所有割合：6.68%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した184,897,756株（所有割合：6.68%）を上限とすることを決議いたしました。

(変更後)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日付で、会社法第370条及び当社定款に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,935円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,935円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があ

ことから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 184,897,656 株（所有割合：6.68%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 184,897,756 株（所有割合：6.68%）を上限とすることを決議いたしました。

その後、2025 年 12 月 18 日に、当社はトヨタ不動産より、2025 年 6 月 3 日以降、当社普通株式の市場株価が上昇しており、本自己株公開買付上限価格（1,935 円）との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本自己株公開買付上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを検討いただきたいとの要請を受けました。これを受け、2025 年 12 月 24 日、当社はトヨタ不動産に対し、足元の当社普通株式の市場株価を踏まえると、本自己株公開買付上限価格の変更による豊田自動織機の普通株式の非公開化成立への貢献は限定的と想定され、株主の皆様への合理的な説明が困難であるため、要請を応諾しかねる旨を回答いたしました。これに対して、2025 年 12 月 26 日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却にあたっては、時価を基準として可能な限り有利な方法により売却することが必要であると考えており、現時点において本自己株公開買付上限価格（1,935 円）で売却する意向は有していないため、本自己株公開買付上限価格の変更を再度検討いただきたい旨の伝達を受けました。これを受け、2026 年 1 月 6 日、当社はトヨタ不動産に対し、当社普通株式を市場で売却する場合の売却期間やディスカウント率、みなし配当の益金不算入規定の適用等を踏まえると豊田自動織機にとって本自己株公開買付けが最も経済合理的な選択と考えられると伝えました。これに対して、同日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機との間で豊田自動織機公開買付価格の引き上げについて協議を行っている旨及び本自己株公開買付上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを改めて検討いただきたい旨の要請を受けました。これを受け、本自己株公開買付上限価格を変更することは 2025 年 6 月 3 日時点の想定よりも資産の社外流出が増加する可能性があるものの、①本自己株公開買付上限価格を変更せずに、応募対象株式が、市場売却等の公開買付けによらない方法で売却された場合の当社普通株式の市場株価及び流動性への影響、②本自己株公開買付けは足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、③応募対象株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）や ROE 等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えられること、④豊田自動織機公開買付価格について合理的な引き上げが想定されること等を総合的に勘案した結果、本自己株公開買付上限価格の変更を応諾することが望ましいと判断いたしました。そして、2026 年 1 月 7 日、当社はトヨタ不動産に対して、本自己株公開買付上限価格を実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを受諾する旨回答いたしました。その後、2026 年 1 月 14 日、当社はトヨタ不

動産から、豊田自動織機公開買付価格を 18,800 円として、2026 年 1 月 15 日から豊田自動織機公開買付けを開始する旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付の会社法第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額

(小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,935 円を上回る場合には 1,935 円) から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額 (小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 1 月 13 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 2,209 円 (小数点以下四捨五入) を上回る場合には 2,209 円) に変更することを決議いたしました。

3. 買付け等の概要

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

(変更前)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第 370 条及び当社定款に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額 (小数点以下四捨五入。但し、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,935 円 (小数点以下四捨五入) を上回る場合には 1,935 円) とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 184,897,656 株 (所有割合 : 6.68%) を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した

結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した184,897,756株（所有割合：6.68%）を上限とすることを決議いたしました。

（変更後）

＜前略＞

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日付で、会社法第370条及び当社定款に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,935円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,935円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である184,897,656株（所有割合：6.68%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した184,897,756株（所有割合：6.68%）を上限とすることを決議いたしました。

その後、2025年12月18日に、当社はトヨタ不動産より、2025年6月3日以降、当社普通株式の市場株価が上昇しており、本自己株公開買付上限価格（1,935円）との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本自己株公開買付上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを検討いただきたいとの要請を受けました。これを受け、2025年12月24日、当社はトヨタ不動産に対し、足元の当社普通株式の市場株価を踏まえると、本自己株公開買付上限価格の変更による豊田自動織機の普通株式の非公開化成立への貢献は限定的と想定され、株主の皆様への合理的な説明が困難であるため、要請を応諾しかねる旨を回答いたしました。これに対して、2025年12月26日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却にあたっては、時価を基準として可能な限り有利な方法により売却することが必要であると考えており、現時点において本自己株公開買付上限価格（1,935円）で売却する意向は有していないため、本自己株公開買付上限価格の変更を再度検討いただきたい旨の伝達を受けました。これを受け、2026年1月6日、当社はトヨタ不動産に対し、当社普通株式を市場で売却する場合の売却期間やディスカウント率、みなし配当の益金不算入規定の適用等を踏まえると豊田自動織機にとって本自己株公開買付けが最も経済合理的な選

押と考えられると伝えました。これに対して、同日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機との間で豊田自動織機公開買付価格の引き上げについて協議を行っている旨及び本自己株公開買付上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを改めて検討いただきたい旨の要請を受けました。これを受けて、本自己株公開買付上限価格を変更することは 2025 年 6 月 3 日時点の想定よりも資産の社外流出が増加する可能性があるものの、①本自己株公開買付上限価格を変更せずに、応募対象株式が、市場売却等の公開買付けによらない方法で売却された場合の当社普通株式の市場株価及び流動性への影響、②本自己株公開買付けは足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、③応募対象株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）や ROE 等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えられること、④豊田自動織機公開買付価格について合理的な引き上げが想定されること等を総合的に勘案した結果、本自己株公開買付上限価格の変更を応諾することが望ましいと判断いたしました。そして、2026 年 1 月 7 日、当社はトヨタ不動産に対して、本自己株公開買付上限価格を実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを受諾する旨回答いたしました。その後、2026 年 1 月 14 日、当社はトヨタ不動産から、豊田自動織機公開買付価格を 18,800 円として、2026 年 1 月 15 日から豊田自動織機公開買付けを開始する旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付の会社法第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,935 円を上回る場合には 1,935 円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 1 月 13 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 2,209 円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には 2,209 円）に変更することを決議いたしました。

3. 買付け等の概要

(5) 買付け等に要する資金

(変更前)

357,776,964,360円（予定）

(注) 上記(4)の買付予定数(184,897,656株)に本自己株公開買付上限価格(1,935円)を乗じた金額です。

(変更後)

408,438,922,104円（予定）

(注) 上記(4)の買付予定数(184,897,656株)に本自己株公開買付上限価格(2,209円)を乗じた金額です。

以上